

福山市観光パンフレット作成業務事業者評価委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 福山市観光パンフレット作成業務を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査及び評価等を厳正かつ公正に行うため、福山市観光パンフレット作成業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表方法に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は委員4人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 公益社団法人福山観光コンベンション協会専務理事
- (2) 公益社団法人福山観光コンベンション協会事務局長
- (3) 公益社団法人福山観光コンベンション協会事務局担当課長
- (4) 福山市観光課職員

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置き、委員長は公益社団法人福山観光コンベンション協会専務理事とする。

2 委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 評価委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び委員会の会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、2023年（令和5年）4月3日から施行し、福山市観光パンフレット作成業務の契約が締結された日をもって失効する。